

戦後初期検定国語教科書の研究

— 制度と実態を中心に —

吉田裕久

(2012年10月2日受理)

A Study on the Authorized Textbook in Japanese Language of the Early Postwar Years
— In the case of system and realization —

Hirohisa Yoshida

Abstract: Textbooks were examined by Textbooks Authorization Committee (Japanese) and CIE(U.S.A) in the Early Postwar Years. Textbook was divided into 3 classes. As follows; 1. No objection to Setting Up Type. 2. No objection to Setting Up Type with Deleted Changes. 3. Recommended Disapproval. Reasons for Disapproval to Recommend Textbook Manuscripts. Examples:

1. A mother tells her daughter she is a fool.
2. Children call each other liars.
3. A boy draws pictures on the fence. His sister is required to wash them off.
4. Children destroy wild flowers and harmless and useful insects, and so on.

Key words: Authorized Textbook, Criteria for Textbook Japanese Language Textbook, GHQ/CIE, Textbook Authorization Committee (TAC)

キーワード：検定教科書，検定基準，国語教科書，GHQ/CIE，教科用図書検定調査会

はじめに

戦後教育改革は、教育の機会均等、義務教育年限の延長、男女共学など、教育の民主化を目指して多方面で進められた。国定制から検定制への移行という教科書改革も、その重要な一環であった。できるだけ早く実現させたいGHQ/CIEと、態勢を整えて円滑に展開させたい文部省・教科書協会との間で、必ずしもその歩調は同一ではなかった。急かす側と急かされる側との攻防、結果的には急かす側のGHQ/CIEの絶対権力によって、言わば外圧に押される形で、昭和24年度からスタートすることになった。

本稿の課題および目的は、GHQ/CIEが指示・推進した戦後初期の検定制度はどのように実現していったのか、中でも国語教科書はどのような検定状況であったのか、その実態をできるだけ具体的に明らかにした

いというところにある。とりわけ初年度（昭和23年度に行われた）の検定は厳しかった¹⁾と言われている。教科書検定という非公開の場で行われる作業であるため、明らかにすると言っても当然限界はある。が、時を隔てて、今日、そうした実態を部分的ながら知りうる資料の存在が確認されている。CIEに検定申請のために提出した翻訳原稿²⁾、そして、その時、CIEとのやり取りを記録した文書³⁾などがそれである。本稿は、これらの資料を中心に用いて、戦後初期の検定はどのように進められたのか、そして国語教科書の場合はどうだったのかという所期の目的に迫ってみたい。

1. 戦後初期検定制の導入と仕組み

まず、戦後、検定教科書がどのように登場することになったのか、その経緯、制度のあらまし、タイムス

スケジュール、検定基準、検定手続等、検定の実態を検討するに先だって明らかにしておきたい。

(1) 経緯

教科書制度を改革するとすると、そのための準備期間が必要である。検定制への移行は、早く昭和21年3月、米国教育使節団報告書によって指摘されていた⁴⁾。現実には、教科書は、昭和20年後期——削除・修正（したいわゆる墨ぬり）教科書、翌21年度——暫定教科書、翌々22年度——新教科書（国定教科書）と進められてきた。そして24年度から検定教科書を使用開始することになった。

この辺りの事情について、「教科書検定に関する新制度の解説」（昭和23年3月）には、次のように述べられている。

検定公開については、昭和二十四年度以降使用する教科書について実施することが望まれている。昭和二十四年度用として検定を受け、発行供給をこれに間に合わせるためには、相当の時日を要するものと考えられ、また検定に関するすべての準備が整うには相当の時日がかかる関係上、著作者及び発行者の便宜を考へて、昨年九月十一日に検定教科書の編修は、文部省著作の学習指導要領、または、現行教科書を参考にして進められたいことを発表し、更にまた昭和二十三年二月三日には、告示をもって検定教科書の内容・程度・範囲・分量等を明らかにしたわけである。検定公開は、昭和二十四年度用の教科書から始めるが、手続上間に合わない向きは、その後も希望の年度分から申請することができるのであるから、各般の事情を慎重に考慮して十分研究の上、よい教科書を作製発行するようにせられたい⁵⁾。

こうして、教科書検定制度を導入するにあたって、
○昭和22年9月11日、「教科用図書の検定公開について」を新聞発表

○昭和23年2月3日、「教科用図書の検定要領」の告示

○昭和23年4月「教科書検定に関する新制度の解説」を発行

という形で、周知を図るように着々と進められてきたのである。

こうした急激な改革、そしてその割に準備期間が短いことについて、当該者である教科書を作成・発行・供給する側からは戸惑いや不安・不満の声があったようである⁶⁾が、こうした経緯・状況の中で戦後検定教科書は制度として発足することになったのである。

(2) 検定の手続き、及び仕組み

検定（教科書としての原稿審査）の出願・申請にあたっては、次のような種類・部数の文書・資料が必要であった。

1	教科用図書検定原稿審査申請書	3通
2	原稿	7部
3	原稿の英訳	3部
4	さし絵	1組
5	体裁見本	1組 ⁷⁾

このうち、3「原稿の英訳」は、言うまでもなく、この時ならでのものである。これがGHQ/CIEの検定（検閲）のために差し出された英訳原稿であった。

こうしたたくさんの資料の用意、しかも短い準備期間が、初年度の教科書作成・発行に無理な状況を生じさせたとして、その混乱の様子を水谷三郎は、

出願者は、一定の大きさの洋紙に、一定の字詰でプリントした審査用原稿7、英訳3、挿絵1組、体裁見本などを準備しなければならなかったため、旧来の教科書発行社の中にさえ初年度の申請を断念したものがあつた⁸⁾。

と、述べている。いずれにしても大量の文書、短時間での準備は、検定教科書が混乱の中でスタートしたことをよく物語っていると言えよう。

それでは、検定の仕組みはどうなっていたのか。

検定規則が示すように、検定の手続は、原稿審査・校正刷審査及び見本審査の三段階を経て完了することになる。一見複雑な手続に見えるが、原稿から受理できる道を開いた方が著作者に便宜であることと、なお、従前のように見本本になってから不合格になったのでは用紙及び経済上の著しい損失を招く恐れがあると考えられるので、この点を考慮して、三段階を経る措置をとることになったのである。原稿審査を通過したものが、その校正刷審査を受け、校正刷審査を通過したものが、その見本本の審査を受けることができるのである。見本本審査を通過したものが、はじめて検定済教科書として文部省から公示され、学校の教師の採択に供されるのである。そして、学校教師が教科書を採択するために、都道府県庁は、毎年教科書展示会を開催することになる⁹⁾。（下線は引用者、以下同じ）

こうして検定作業は、原稿審査、校正刷審査、見本本審査の三つの過程を経て行われることがきまった。なお、この過程（仕組み）は、今日の検定作業にも及んでいる。

(3) 検定基準

肝心の教科書検定は、具体的にはどのように行われ

ることになるのか。「解説」に戻ってみよう。

これまでの検定教科書は、教授要目などによってその内容、程度が規定されていたが、新たに教科用図書委員会の答申に基づいて、編修並びに検定に関する基準を公布するから、これによって原稿作製に当ることが必要である。もっとも昭和二十四年度用については、時日の都合上、さきに告示等をもって、とりえず学習指導要領や現行教科書に準拠して、編修を進めることを公示したが、今後は、この基準によることが望まれる。従来教科書の検定にあたっては、その内容の調査を文部省の監修官だけで行なっていたが、今後は、検定委員会が文部省に設けられ、検定申請教科書一種毎に数名の調査員が、検定基準に従って内容を審査し、評点することになる。これらの評点を合格評点基準に照らして、その原稿が合格か否かを判定する。そして、これらの手続を経て文部大臣が検定を与えるのである¹⁰⁾。

ここに、「編修並びに検定に関する基準を公布する」とある。これについては、校種、教科ごとに、「教科書審査採点表」が作成されている。国語科に関連するものとしては、小学校国語、中等学校国語、ローマ字、文法、漢文、書写の6種の前稿調査票が用意され

ていた。この中から、ここでは、小学校国語教科書の原稿調査票を取り上げておきたい¹¹⁾。

この原稿調査票を用いて、実際の検定はどのように実施されたのか。

検定の原稿審査は、この調査会（引用者注：教科用図書検定調査会）の下部組織として各学校段階別各教科別に非常勤の調査員を委嘱し、1種について4人1組の調査員によって採点し結果を調査会に報告してそこで合否を決定する。調査員の氏名は発表せず公正を保つようにする。原稿審査の際の条件として、1. 絶対条件（1. 教育の目的に適しているか、2. 立場は公正であるか、3. 教科の目標に適しているか）は合か否の判断を下し、つぎの2. 必要条件（1. 教材、2. 児童生徒の発達、3. 組織・排列、4. 表現、5. その他）については各教科毎に細かく分析された項目について採点し、その合計点で判定する¹²⁾。

ここに記されているとおり、小学校国語教科書原稿調査票も、絶対条件と必要条件の二大項目があり、前者は教育の目的、立場の公正、教科の目標をそれぞれ合否で、後者は教材内容（230点）、児童の発達（130点）、組織・排列（360点）、表現（180点）、その他（100点）、合計1000点満点、合格点は750点であった。こうして、国語教科書が多方面から分析・検討が行われていたことが分かる。とりわけ、さし絵など、ビジュアルな面にも配慮されていることがうかがえる。

なお、大島文書によれば、国語教科書の「原稿審査に関するCIE係官」（昭和23年5月30日）として、ヤイディとストリックランドの名前が挙がっている。

（4）検定調査会のメンバー

さて、事柄の性格から、当然、「調査員の氏名は発表せず」であるが、もちろん内部的には資料は作成されている。その資料がGHQ/CIE文書に残されている¹³⁾。

これによると、昭和23年度（1948.8.27現在）の国語関係の調査員の人数及び具体的な氏名は、次のようになっている。

	小学校	中学校	高等学校	Expert
国語	22	14	15	1
漢文			13	
日本語法		7		
書写		3	6	
ローマ字	4			3

このうち小学校国語22名は、以下の通りである。

西原慶一、久米井東、大橋富貴子、滑川道夫、高野柔蔵、吉田瑞穂、栗原一登、八木橋雄二郎、他14名。他とした大半は、東京の小学校教諭である。

検査 第	号	第	学年	第	巻（又は分冊）
絶対条件			評定		
絶対条件	(一) 教育の目的	合	否	合 否	
	(二) 立場の公正	合	否		
	(三) 教科の目標	合	否		
必要条件			満点	合格点	評点
教材内容	1 教材課程	90	70		
	2 正確	60	35		
	3 現代の進歩	30	20		
	4 児童に適合	50	37		
児童の発達	1 言語の発達段階	50	37		
	2 児童の興味	30	21		
	3 性別による興味の違い	30	20		
組織・排列	4 個人差	20	10		
	1 排 列	45	31		
	2 分離 区分	45	31		
	3 さし絵など	180	125		
	4 有効な使用	55	40		
	5 地域の差	20	15		
調査現	6 設備の差	15	7		
	1 表現の明確平易	50	35		
	2 表現の難易	65	50		
その他	3 漢字など	65	40		
	1 文字の大きさ	55	41		
	2 字間 行間	45	35		
計		1,000	700(750)	合 否	
記入者	採点票受領日	昭和 年 月 日		氏印	名
	記入年月日	昭和 年 月 日			
教科用図書検定調査会委員長承認印					
記入上の注意	1. 絶対条件の合否はそれにあたるものを <input type="checkbox"/> でかこむ				
	2. 不合格点は <input type="checkbox"/> でかこむ				
	3. 必要条件は合計750点以上不合格三以内の場合に合を <input type="checkbox"/> でかこむ				
	4. 各項目の中二つ以上の小項目に分れているものについてはその小項目の一つに×がある場合には小項目の合計が合格点であっても合格点より（以下、5、6字不明—引用者注）				

同じく中学校国語14名は、次の通りである。

武藤辰男、大村はま、飛田多喜雄、井本農一、小尾寅雄、福田正夫、山田勝太郎、倉沢栄吉、他6名。他は、同様に東京の中学校教諭が多くを占めている。

高等学校13名は、次の通りである。

吉田精一、池田亀鑑、飛田隆、渡辺茂、重友毅、長谷川敏正、石井庄司、他6名。他は、師範学校・大学教師が多い。

中等文法7名は、次の通りである。

興水実、金田一春彦、安藤新太郎、他4名。他も含めて、文法に造詣の深い人が選ばれている。

高校漢文13名は、次の通りである。

内田泉之助、長沢規矩也、実藤慶秀、石橋保、中西清、他8名。他は、漢文を専門としている人が選ばれている。

書写・ローマ字については、割愛することにする。有名無名、中には、検定教科書を執筆した人（長沢規矩也、三省堂など）も含まれていたか？原文は全てアルファベットで表記されている。

（5）昭和24年度用臨時措置

なお、検定初年度の昭和24年度用教科書については、その準備状況等から、困難が伴うと予測され、その臨時措置が、次のように示された。

昭和二十四年度用教科書の検定については、何分にも新制度に関して、はじめての試みであり、また、余日が少ない関係上、いろいろの困難を伴うものと考えられるので、本年に限り種々の臨時的措置を講ずることにした。例えば、昭和二十四年度用として、検定を受ける予定で準備を進めている向は、別に公示する規定によってその予定表を五月末日までに文部省に提出せられたい。また展示会の期日も、便宜上、八月二十五日から一週間、都道府県庁において一斉に行うことが要請される。関係各方面は万難を排して、諸般の準備及び手続を急速確実に行い、昭和二十四年度新学期に、教科書が必ず間に合うよう協力せられることを切に希望する次第である¹⁴⁾。

こうして、検定初年度（昭和23年度）は、

4月30日 教科用図書検定基準（省令）公布

5月12日 教科用図書検定調査会設置

5月31日 原稿締切

8月25日 教科書展示会開催（1週間）

というスケジュールで実施することが示された。

こうした中で、発行の努力は続けられたようで、先の水谷によれば、次のような状況が報告されている。

検定公開の公式発表（引用者注：「教科用図書の検定要領」、文部省発表、昭和23年2月3日）から

原稿受付まで僅かに4カ月余、殆ど不可能に近い短時日であったが、5月31日までに文部省に提出された企画届は600点を超えた。全文を英訳し、しかも一定の用紙にタイプすることが強要されたにも拘らず、6月下旬までに提出された原稿は584点を数えた。

提出された原稿は、外部調査員の検討・採点を経た上、更に総司令部の内閲を経なければならなかった。日本側調査員をパスしたものは423点あったといわれたが、総司令部の検閲を通過し、検定を合格したものは180であった。第1段階である原稿審査の可否は7月19日以来数次にわたって発表された。原稿審査を通過したものだけが昭和24年度用教科書として教科書目録に収録されることになっていたが、教科書目録の印刷に間に合ったものはわずかに63点到り過ぎなかった¹⁵⁾。

初年度の検定は、こうして日本側審査委員の審査は合格したものの、CIEの審査をパスできないものが多く出てきて、後者の審査の厳しさが浮き彫りになった。

（6）昭和24年度用検定国語教科書

こうした状況において、教科書目録に掲載された国語教科書（検定）は、以下の通りである。

24年度用については、その一、その二、その三（1・2）の4回にわたって断片的、継続的に出されている。このことから見ても、混乱状況にあったことが伝わってくる。

ここでは、それらを学校ごと一括して、まとめて表示することにする（発行所略称、教科書番号、使用学年、教科書名の順）。

昭和24年度使用教科書目録

○小学校国語

二葉	103	1	こくごのほん（一）	
	104	1	こくごのほん（二）	
学図	202	2	国語 三	
	203	2	国語 四	
学図	204	2	二年生のこくご上	
	205	2	二年生のこくご中	
	206	2	二年生のこくご下	
日書	302	3	太郎花子国語の本	三年上
			「白いほの船」	
	303	3	太郎花子国語の本	三年下
			「あらし」	
ロー教	405		ローマ字の教室	
			巻の巻 太郎とポチ	
	406		ローマ字の教室	
			巻の式 学校の窓から	

○中学校国語

文寿	705	1	私たちの国語 一上
	706	1	私たちの国語 一下
教図	707	1	国語中学校第一学年用 (1)
	708	1	国語中学校第一学年用 (2)
	709	1	国語中学校第一学年用 (3)

○中学校国文法

三省	801	1	中等文法 口語
	901	1	中等文法 文語

こうして、検定初年度に合格した昭和24年度用国語教科書は、小学校（ローマ字を含む）－5種11冊、中学校（文法を含む）－3種7冊という結果であった。全学年そろって合格という国語教科書は、残念ながらなかった。その意味では、昭和24年度はまだ国定教科書が継続する状況であった。なお、高等学校については一年遅れの25年度から検定が適応された。

2. 国語教科書検定の実態

それでは、その合否を決める検定は、具体的にはどのように行われたのか。

検定基準が、学校ごと、教科ごとに作成されたことについては前述した。日本側の審査は、これに基づいて検定が実施されたものと思われる。今日、CIEに提出された英訳原稿、及びCIEの意見はいくつかの資料で見ることができるが、不思議なことに日本側の検定（4人の審査結果・意見、その集計、一覧表等）に関する資料は見ることができていない。門外不出として処理されたか、あるいは焼却されたか、それを知る得る資料が見いだせないのである。むしろCIE文書の中で、TAC (Textbook Authorization Committee) の判断 (Approval 等) が記されているものがある。そこで、この申請原稿の日本側の判断を間接的に知る程度である。つまり、検定基準は知ることができるが、その検定の実態については具体的に知ることができないというのが実状である。

一方、CIE側の文書としては、以下のものがある。

- (1) 英訳原稿 — 検定のため英訳してCIEに提出した原稿
- (2) ヤイディ報告 (上司のハークネスに教科書検定について報告した文書)
- (3) 検定結果を一覧表に示したもの
- (4) CIE係官の意見を日本語に翻訳したもの

これら2件は、原田親貞氏寄贈文書。教科書研究センター所蔵の資料である。

以下に、それぞれについて、具体的に見ていきたい。

(1) CIEに出された英訳原稿

次の資料 (Box No.5552) は、CIEに提出された教科書の英訳原稿の一例である。申請番号1214の小学校国語教科書三年生第1巻である。CIEが1949年2月7日に received, 1949年4月26日に Disapproval (不合格) としている。



ただし、本文中に書き込みはなく、具体的にどこが不都合であったかの指摘は見られない。大半は、こうして表紙に評価結果だけが記されているものが多い。

(2) ヤイディ Pauline Jeidy 報告

文書名 (タイトル) は、“Reasons for Failure to Recommend Textbook Manuscripts” (教科書原稿を不合格とする理由について) で、日付は1949. 5. 5である。宛先は Mr. K. M. Harkness, Textbook Officer, 発信者は Pauline Jeidy, Elementary School Officer になっている。ハークネスは教科書局長、ヤイデーは小学校担当官であった。

本文書は教科書検定に関するCIE部内での正式な報告書 (Official Report) として、貴重である。ヤイディは、入門期教科書、とりわけ「まことさんはなこさん」のあり方を巡って石森延男と熱心に議論を展開した女性担当官である。しかも本報告が1949年5月5日の日付であることから、検定初年 (昭和23年度) の実態を受けて (経験に基づいて) 意見を述べている点も貴重である。

以下のように、20項目にわたって具体的な指摘がなされている。

1. 小学校課によって却下された多くの教科書は間違いがあるからではなくて、非民主的な指示、不健全な哲学や貧しい教え方によって却下されているのである。例えば次のようである。

- a. 学校が始まるその最初の日、教室が汚れている。
 - b. 教師は教師の部屋にとどまっていて、子どもたちが悪ふざけをしていくつかけんかが始まるまではっきり見ようとしなない。
 - c. 母親が自分の娘のことを「馬鹿」と言う。
 - d. 10歳の少年が、老人にミツバチの扱い方を教える。老人は不注意で頭を刺されてしまう。少年は軽蔑の目で見ています。
 - e. 教師が児童たちに、それを覚えるまで何度も繰り返し読ませる。
 - f. 教師と児童たちが、少年が跳び箱を跳べないことで笑っている。
 - g. 児童たちは（学校に）医者ややってくるので、きれいに掃除するように言われている。
 - h. 児童たちは部屋を飾るために紙の鎖（paper chains）を長い時間をかけて作っている。
 - i. 体育の日の勝利賞が多く作られすぎている。
 - j. 教師が児童たちに「下手、不器用、のろい、臆病、凶々しい」などと言う。
 - k. 子どもたちが互いに「嘘つき」と言い合う。
 - l. 少年は母の言っていることを守らない。
 - m. 少年が塀に落書きし、姉がそれを消している。
 - n. 子どもたちは、田舎の人と町の人とは違っていると見ている。
 - o. 田舎の人たちは、町の人のために懸命に働いている。
 - p. 子どもたちが、咲いている花をだめにしたり、無害で役に立つ虫を殺している。
 - q. ツバメが、人がツバメが好きなので、家近くに巣を作っている。
 - r. 早く家に帰る子どもは良い子ども。遅く帰宅する子どもは悪い子ども。
 - s. 子どもたちは、犬の健康について気を配るように言われている。
 - t. 子どもたちは、親から、学校の準備をするように言われているのに、父親に自分がすべきことを頼んでいる。
2. 私は、このようなことが小学校の教科書に含まれていることを容赦しない。著作者、発行者、あるいはその両者に提案する¹⁶⁾。

以上、

- 先生や親の子供に対する接し方（子どもを馬鹿呼ばわりしたり、作業をさせることが権威的・強制的であったり、人権を無視したりする）
- 子どもたち同士でも、互いに侮蔑的な言葉を言ったり、互いに馬鹿にし合ったりする。
- 子供が老人の振る舞いを嘲笑する。

○勝利賞を多くして競争心をあおる。

○差別（田舎と都市）する。

○生物（植物・動物）の愛護など。

全体的に見れば、そして今日的に言うなら、いじめや虐待、暴力や誹謗・中傷につながる言動にノーが突きつけられているように思われる。民主的・平和の人間の育成に向けて具体的な示唆が行われている。教科書原稿の記述から問題的部分を抽出していったものと思われる。CIE側の検定（検閲）の具体的な観点（項目）の一コマとして興味深い。

(3) 検定結果一覧表

検定申請された教科書を、合格・修正合格・不合格に分類した一覧表（表名無し）¹⁷⁾が、教科書研究センター所蔵の資料（原田親貞資料）に見られる。CIEによる評価結果を書き込んでいった一覧表であると思われる。次の一覧表である。

三つに大きく区分されていて、左から

1. No Objection to Setting Up Type
2. No Objection to Setting Up Type with Deleted Changes
3. Recommend Disapproval

となっている。

つまり、CIEの評価結果が「合格、修正合格、不合格」の三者で区分され、申請番号が書き込まれていったものと思われる。本一覧表も、検定の実態を知りうる一つの資料として貴重である。ただ残念なことだが、この表には日付がない。申請番号が1000番台であることから、昭和24年度の検定であることがわかる。もちろん、これらが全て国語教科書というわけではない。国語教科書も含まれた、その意味では検定教科書の全体像を把握できる一覧表である。修正合格まで含めれば、かなりの教科書が検定をパスすることになる。

(4) 具体的な検定意見

検定したCIE係官の意見を日本語に翻訳した記録（メモ）と思われるものが原田親貞資料の中に見られ

る。これも、CIE 担当者の具体的な発言として貴重である。

その意味では非公式の性格を持つ資料であるが、それだけにかえて生々しい、直接的な発言として受け取ることも可能である。

(4-1) Ewerz (初等教育)

本記録(メモ)は、国語教科書だけでなく、様々な教科の意見が集成されたものである。残念ながら日付が無く時日不明であるが、記述内容からたぶん24年中だと思われる。前掲の一覧表と時を同じくしていると思われる。

ここでは、以下に、国語教科書に関すると思われる意見を抽出することにする。

- (1) 一度不合格により二度目に訂正して提出されたものは良くなったと思う。
- (2) 好ましくない点
 - ①さし絵のまずいものがあった。これは生徒に対しても、採択の場合にも不利である。
 - ②さし絵があるために、かえて内容が不明確となったものがある。
 - ③同じ事を繰り返し説明し、その為に多くの紙面を費し、内容が貧弱になってしまったものがある。内容を豊富にすべきである。
 - ④人間関係の取扱が面白くないものがある。(例えば、父が子供を叱り出て行けと言ったり、兄弟がけんかをしたり、子どもと親がさからい、又非難しあうなど)
 - ⑤説明が漠然としているものがある。
 - ⑥定説となっていない事、又は根拠のない事を如何にも定説であり、又は根拠があるかの如く述べたものがある(例えば風邪をひかぬように腹巻をきなさい 迷信を日本文化の一部として述べるなど)
 - ⑦誤植・脱字・脱落(行)、落丁等がある。
 - ⑧子供の活動として面白くないものが取上げられている。(例えば、レンズを用いて、黒い紙を燃焼させるなど低学年の子供に教えることは火災予防上よりも面白い事ではない)
 - ⑨教科書に出て来る人物の会話が乱暴だったり、下品だったりするものがある。
 - ⑩動物愛護の精神に反するものがある。
 - ⑪日本語の方は正しいが英文の方が誤っているものがある。

翻訳者が勝手に付加したり、けずったりしているので、日本語のままであれば訂正を要しない所を訂正する様指示した事があった。翻訳者は、信

用出来る人に依頼すべきである。

(引用者注：この項目は翻訳、あるいは翻訳者の問題であって、内容・表現の問題ではない。が、こうした指摘はCIEの直接検閲一本稿における2-(1)-中にも想像以上に多く見ることができ。単語のスペル、文法の間違いを指摘した例も多く見られる。本質的なことではないが、検定が校正の機会になっていること、いつもの例に漏れないことである)

⑫外国の歴史、生活、貿易、日本の生活について誤っていたものがある。

⑬あまり統計的な資料を多く取りすぎて百科辞典的になり、興味のないものがあった¹⁸⁾。

本記録(メモ)は「初等教育」の綴りで、表紙には、国語、書き方、社会、算数、理科が入っていることになっているが、算数、音楽、理科に対する意見は入っているが、残念ながら国語・書き方に対する意見は取られていない。ただしここで初等教育について述べられたことは、国語にも大きく通じるものを読み取ることができよう。

さし絵のまずさ、説明のまずさ(繰り返し、漠然)、人間関係の取扱(誹謗・中傷につながる野蛮的言動)、内容を豊かに、仮説・迷信を定説にしないように、誤植・脱字・脱落(行)、落丁などの表記・製本上の注意、火災など危険からの回避、人物の会話(乱暴、下品)、動物愛護、翻訳の貧しさ、外国理解、百科事典的記述など、内容・形式の両面から、教科書としての大事な指摘がなされている。

(4-2) 中等教育

次に、中等教育・国語について述べられた綴りがあるので、これを取り上げる。ただし、この記録(メモ)には、発言者(意見を述べた者)の氏名はない。

- (1) 著者の趣味に依って編修せぬ事
- (2) 各学年の能力に応じて広義の文学作品の代表的なものにふれさせる。
- (3) 古典を全く蔑視する事は良くない(ある本は明治以後の作品のみをあつかっている)
- (4) 単に優れた作品の蒐集でなく明確な編修方針が認められる様に注意する事¹⁹⁾

以上、著者の趣味、単に優れた作品の蒐集でないことに注意し、学年の能力・段階に応じて代表的な作品を選ぶことを推奨している。なお、「古典の教育から解放されなければならない」(「学習指導要領国語科編」昭和22年度版)として遠ざけられた感のある古典について、「全く蔑視することは良くない」として注意を喚起している点は興味深い。

(4-3) Osborne

オズボーンは中等担当の係官であった。習字、漢文、国語に対して、広範な指摘がなされている。

- (1) 習字一担当官の感想に依れば非常によくなって来た。
- (2) 漢文一今年提出されたものは、内容については非常に良かったが、単に優れた作品を集めたという感が深く、明確な編修方針が認められなかった。
- (3) 国語
 - ①中学校のものは中等教育の目的を把握し、概して良かった。又生徒の興味が尊重された事も良い(引用者注：そう言えば、23年度の初年度検定において中学校は小学校に比べると二種類の教科書が3学年そろって合格している。こうしたことの反映か)。
 - ②高等学校のものは哲学的内容に傾き過ぎたものがあり、或る本などは全部が哲学的なものばかりであった。広義の文学作品の代表的なものを探りたい。
 - ③ある本は全く古典を蔑視し、明治以後のものばかりをとったものがあったが、これも極端である。
 - ④各学年の能力に応じ広く各時代の代表的作品にふれさせるべきであろう。
 - ⑤教科書は著者の趣味によって作られてはならない。
 - ⑥さし絵のあまり良くないものがあった。
 - ⑦年号を書き表わすのに、皇紀を使用する場合には、それがどんな時代にあっているかを示すか、或いは皇紀をやめ西暦で示した方がよい。
 - ⑧脚注に誤りが多い。伝説と事実とをはっきりさせること²⁰⁾。

このオズボーンの見解は、直前の中等教育一般(4-2)に対する意見(発言者不明)と重なるところが多い。あるいは、このオズボーンの見解が反映されたのかもしれない。

少し離れて別紙に、同じくオズボーンの中等・高等教育全般にわたる意見が付加されている。関連のある二項目を抜粋しておきたい。

- 教科書は全体として進歩して来ているが、今年(引用者注：24年度検定、25年度用と思われる)の検定に於いては高等学校の国語が劣っていた。高等学校の国語は、文の選択が適切でなく、青年期の男女の興味や必要に応じたものが少なかった。
- 本年は、合格・条件付合格・不合格・懇談の四段階に区分して審査したので、合格率が上昇した²¹⁾。高等学校国語に対する低い評価は、哲学的内容に傾き過ぎているという批判とともに、文学作品、古典の

採録を推奨する発言があり、これまた共通している。なお、審査が四段階で行われたという指摘は初見である。

(4-4) 事項ごとに整理されたメモ

学校段階でなく、また個人的意見でもなく、事項ごとに分類・整理して記録されたメモが存在する。一般基準だと思われるが、国語にも関連すると思われるので、引用しておきたい。これも記載日は欠如しているが、昭和24年度に実施された2年目の検定に基づく意見かと思われる。この時点における検定の実態がわかる貴重な資料である。

- (1) 外国人を誹謗したり、誤解させたりする虞のあるもの
 - Abraham Lincoln and a negro slave (一章全部削除)
 - 中国ではそれ(紙の裏面に印刷すること)はやりませんでした。というのは、実は自分の国が世界一だと思って、よその国をみならうことをしなかったからです。ところで中国と日本は明治27年に戦争をして、中国がまげました。おや、不思議だ。あんなちいさい日本が、なぜかったのだろう。いろいろしらべてみると、日本は明治維新このかた一生懸命西洋のよいところをまねた為だとわかりました。日本にならおう。日本にいて西洋のことをならおう。(削除)
 - When he saw 21years old he went to find work in New Orleans, where he saw ~~white people whipping Negro and selling them in the market.~~
- (2) 事実として認められていない事を事実らしく(認めたもの)書いたもの
 - ウエーゲナーの大陸移動説の項(削除)
 - (3) 児童生徒の考え方を誤らせるもの
 - 新ちゃんは「ぼくは、四つになっても、まだおかあさんのおっぱいをせがんでいたのを、おぼえている。あんなのをウマがみたらずいぶんおかしいだろう。」といたのでまた大わらいしました。(削除)(中略一引用者)
 - お馬はいつもはだして……誤りにつき訂正
- (4) 美をそこなうもの
 - ……はなをかもちりがみなどかみのおせわにならない人はありません。
 - (5) 誤っているもの(中略)
 - (運動会)「ドン」ピストルが鳴りました……ピストルは使用しない
 - (6) 不必要なもの

- 石灰窒素は、無煙炭と石灰を混合して高熱を加えてカーバイトを作り、これを粉末にして窒素と化合させてできる。(肥料の製法の説明は不必要—引用者注：必要以上に専門的な知識は必要がない—ということを示したものと見られる)
- (7) 説明が(不十分)不正確・不完全であったりなかったりして理解しにくいもの
- 農業実習の手引きのグラフ、図表
- 地質ならびに土性—平野部の地質は大部分がこう積層と沖積層からなっているが、山地の部分は上部古性層、ジュラ層、小仏層および第三紀層のものが多い。(地質についての説明不十分)
- (8) 程度が高すぎるもの
- 種子から育てた果樹は、なぜ親と同じよい性質をもつものが少ないのだろうか。その理由を研究してみよう。接ぎ木をした果樹は、早く果実をならすといわれているが、その理由を考えてみよう。
- (9) 民主的でないもの
- おかあさんはるすばんです。おかあさんは、「いなかは いま もみじで きれいでしょね」とうらやましそうにおっしゃいました。(おかあさんも希望なら行くように 訂正)
- 弟のまさをが落書をしたのを姉がけしている。弟はだまって見ている。(自分でした悪い事の後始末は自分ですべきである。)
- その時、おかあさんが、いいました。「ほ、ほ、ほ。十ちゃん、そりゃ、みぞさらいっていうんじゃないくて、みぞさざいって、いうんですよ。」ほ、ほ、ほ。「それでも、おばあさんにおそわったんだもの。」「ほ、ほ、ほ。おばあさんにですか。」おかあさんには、みぞさらいというのが、ひじょうにおもしろく思われました。十吉は、「そうなの？ どうもありがとう。おかあさん」
(引用者注—みぞさらいとみぞさざい、この音の相似と意味の違いのユーモアがCIEの担当係官には通じたのだろうか？おばあさんを非難したとだけ受け取ってしまうと別の誤りが危惧される。)
- 「粉屋の子」とあざけられるシューベルトの挿画(削除)
- まさお「いまは君かい。」友きち「そうだ。僕は春だよ。君たちによばれて来たんだ。」よし子「友ちゃんのうそつき、春だなんて」→春ですって
(引用者注：ここも、こんな文末の女子言葉までCIEの担当係官は果たして理解できたのだろうか？)

- (10) 動物愛護に反するもの
 - 森の番(動物をわなにかけ、わなのなかでもがく動物をみてかちどきをあげる歌)
 - 一足出た時、ガサッと音がして、すすきがゆれました。すいっちょは、ぼったり泣きやんでしまいました。「しげるくん、へただなあ」
 - (11) 材料の適切でないもの
 - 単元わかりやすく 緒方富雄「病気というもの」(全文削除)²²⁾
(引用者注：「単元」という用語をこの検定作業の中で、初めて見たように思う)
以上が、教科書研究センターに所蔵されている原田親貞資料に見られるCIE係官による意見である。
取り上げられた11項目を改めて取り出すと、次のようになっている。
 - (1) 外国人を誹謗したり、誤解させたりする虞のあるもの
 - (2) 事実として認められていない事を事実らしく(認めたもの)書いたもの
 - (3) 児童生徒の考え方を誤らせるもの
 - (4) 美をそこなうもの
 - (5) 誤っているもの
 - (6) 不必要なもの
 - (7) 説明が(不十分)不正確・不完全であったりなかったりして理解しにくいもの
 - (8) 程度が高すぎるもの
 - (9) 民主的でないもの
 - (10) 動物愛護に反するもの
 - (11) 材料の適切でないもの
- こうしてCIEは、
- 内容の正確さ
 - 程度(発達段階)の適切さ
 - 記述(表現)の正確さ
 - 民主的・平和的
 - 平等(反差別、男女)
 - 動物愛護
 - いじめ・虐待の回避
- などの観点を中心に教科書検定(検閲)を行ったと見ることができよう。

おわりに—まとめに代えて—

以上、戦後初期の検定はどのように進められたのか、そして国語教科書の検定の実態はどうだったのかという二点の解明に向けて考察してきた。

こうして戦後初期に展開された教科書検定の実態を見てみると、教科書は、軍国主義・超国家主義の排除

から、平和・民主の構築へとその視点が着実に移ってきたように思われる。それは、差別の撤廃、相互尊重（人間関係への配慮、他国の理解）、健康・安全の希求、危険（火事）の回避、言動の調整（逸脱・乱暴・粗野・下品の阻止）、生物（動物・植物）の愛護など、戦後日本の精神を形成するその基本として確かな役割を果たしたように思う。

検定・検閲という機能からすれば変わらないのかも知れないが、占領直後の国定教科書に対する検閲が負の検閲（後ろ向き）だとすると、この検定教科書に対する検閲は正への検閲（前向き）と言って良いかも知れない。

こうしてCIEは、教育の民主化を初め、戦後日本の再構築に大きな力を注いできた。しかし、それにしても、なぜアメリカは日本の戦後にここまで関与し、貢献しようとしたのか。もちろん最大にして究極の目的である日本を将来アメリカの敵にしないことにあると思う。が、他国の国民を、平和的で民主的で個人を尊ぶ国民性の育成に、ここまでエネルギーを使うことに対して、感心・簡単・驚嘆しながらGHQ/CIE文書を見ている自分自身を何度も発見していた。

とにかく、こうして戦後初期、教科書検定が日米双方の視点を通して実施された。この時期のこうした「自国の教科書を作るのに外国の検定（検閲）を経る」という言わば不可思議な営みは、日本の教科書史上、そして国語教科書史上、まれに見る一コマであったことは間違いない。

【注】

- 1) 水谷三郎『教科書懇話会の歴史』、昭和36年3月20日、教科書懇話会清算人、pp.40～41
- 2) 米国立公文書館所蔵のSCAP文書
- 3) 教科書研究センター所蔵の原田親貞氏寄贈資料、原田氏は当時文部省で検定の実務に携わっていた。
- 4) 「日本の教育に用いられる教科書は、事実上、文部省の独占となっている。（中略）教師は、教科書

の作成に当たっても選定にあたっては、充分にその意見を徴されてはいない。（中略）教科書の作成および発行は自由な競争にまかせるべきである。」（村井実全訳解説『アメリカ教育使節団報告書』、昭和54年1月10日、講談社、p.36）

- 5) 文部省「教科書検定に関する新制度の解説」、昭和23年4月、p.1
- 6) 教科書懇話会世話人である水谷三郎は、この言わば危機的状况を、次のように述べている。

検定公開の公式発表（引用者注：「教科用図書の検定要領」、文部省発表、昭和23年2月3日）から原稿受付まで僅かに4カ月余、殆ど不可能に近い短時日であった（1に同じ、p.44）

時間的には極めて困難と思われたこの強行案は、日教組及び一部出版業者の強い要望により、総司令部の絶対的支持によって、そのとおり実行されることになり、文部省は昭和23年2月3日告示第7号をもってとりあえず次の「教科用図書の検定要領」を発表し、実施準備に着手した。（1に同じ、p.42）

- 7) 5に同じ、p.5
- 8) 1に同じ、p.44
- 9) 5に同じ、p.3
- 10) 5に同じ、p.3
- 11) CIE文書Box No.5158、大島文義文書（国立教育政策研究所）にも収載されている。
- 12) 大島文義『踏霞録』6-37～38。大島氏は、この時、教科書局第一編修課長（兼務）であった。
- 13) Box No.5158
- 14) 5に同じ、p.4
- 15) 1に同じ、pp.44～45
- 16) Box No.5158
- 17) Y17-5
- 18) Y17-1
- 19) Y17-2
- 20) 19に同じ
- 21) Y17-4
- 22) 21に同じ